

●香川県告示第317号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

三豊市

2 事業の種類

三豊市危機管理センター等整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県三豊市高瀬町下勝間字加茂地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三豊市高瀬町下勝間字加茂地内において施行する「三豊市危機管理センター等整備事業」（以下「本事業」という。）である。

本事業は、三豊市が直接その事務の用に供する施設である危機管理センター等を整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である三豊市は、要する経費の予算措置を既に講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

三豊市は平成18年1月に7町が合併して誕生した市である。本庁舎は、旧高瀬町役場を使用しているが、合併に伴い増員した職員に対応できていないため、執務スペースが十分ではなく、建設経済部は高瀬町農村環境改善センターに、水道局は旧豊中町水道課事務所に、教育委員会は豊中庁舎に、分散して配置されている状況である。そのため、来庁者は用件ごとにそれぞれの庁舎を行き来しなければならず、市民に負担がかかっているほか、職員も部局間の連絡や会議のたびに庁舎間を移動しなければならず、事務の効率が非常に悪い状況である。

また、近年、全国で頻発している地震や風水害等の災害発生時や、今後高い確率で発生が予想される南海トラフを震源とした大地震に備えて、危機管理拠点を整備することが急務となっているが、三豊市においては、災害対策本部の常設スペースがなく、災害時には災害対策本部と事務局が離れた場所に設置され、集結する市や関係機関の職員を収容できるスペースの確保も困難な状況である。さらに各部署が分散して配置されている現状では、本部での意思決定か

ら初動までに時間要することが想定され、災害に迅速に対応できる体制が整っているとはいえない。

本事業の完成により、危機管理センター内に災害発生時の指揮命令拠点となる災害対策本部機能を備えた危機管理課が新設されるとともに、分散して配置されている部局等が本庁舎に集約され、組織をあげて災害に迅速に対応する体制が整い、市民の生命と財産を守る防災拠点が整備される。あわせて、市民の利便性の向上や行政事務の効率化、執務環境の改善が認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業の事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

事業の事業計画は、現在の市庁舎敷地を基本とし、危機管理センター等の建設に必要な用地のみを取得しようとするもので、全面移転などの困難やコストを伴わずに実施することが可能で、社会的、経済的に合理的であると認められる。

本事業の起業地の選定に当たっては、既存庁舎と一体となって危機管理センターとしての機能を発揮するなどの条件を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、技術的、経済的観点から総合的に検討した結果、整備後の施設の利便性に優れ、社会的な影響が少ない本起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたとおり、危機管理拠点の整備は急務となっていること、また、市民の利便性に支障を來しており、行政事務も非効率であることから、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三豊市総務部管財課